

宮崎市告示第242号

このことについて、次のとおり条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

令和5年3月31日

宮崎市長 清 山 知 憲

1. 件名等

委託業務の件名	令和5年度宮崎市観光客消費動向等調査業務委託 ⇒以下「本業務」という。
本業務の場所	宮崎市
履行期限	令和6年3月31日
本業務の概要	宮崎市における観光客の消費動向等を把握・分析し、観光振興を考える際の客観的データとして活用するために、道の駅フェニックスを定点観測地とし、4回の調査時期にWEBアンケートを実施する。

2. 本業務に係る担当課

〒880-8505 宮崎市橋通西1丁目1番1号 宮崎市観光商工部観光戦略課 TEL 0985-21-1791 FAX 0985-20-2132

3. 応募資格要件

本業務の条件付一般競争入札に応募できる者は、以下に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1)	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しない者であること。
(2)	手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
(3)	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始後、裁判所の再生計画認可の決定を受けていること。
(4)	民事執行法(昭和54年法律第4号)に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
(5)	宮崎市指名競争入札参加資格者名簿(市内)に登載されている者。
(6)	営業所等の所在地について 本店、支店又は営業所(以下「営業所等」という。)を宮崎市内に有すること。

4. 入札手続等

(1) 入札参加申込に必要な書類の交付

交 付 場 所	宮崎市ホームページからのダウンロード又は宮崎市観光戦略課での配付
交 付 書 類	条件付一般競争入札参加申込書（様式第1号）

(2) 入札参加申込の受付

受 付 場 所	〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号 宮崎市観光商工部観光戦略課 TEL 0985-21-1791 FAX 0985-20-2132
受 付 期 間	告示の日から令和5年4月6日まで （土曜日、日曜日及び祝日を除き、8時30分から17時15分まで）
提 出 方 法	持参又は郵送（郵便書留に限る。）とする。 郵送の場合、令和5年4月6日 17時15分までに必着。
提 出 書 類	・条件付一般競争入札参加申込書（様式第1号） ・委任状（必要な場合のみ）

(3) 仕様書等の配付方法

宮崎市ホームページからのダウンロード又は宮崎市観光戦略課での配付

(4) 仕様書等に関する質疑について

受 付 期 間	入札参加申込みを受け付けた日から令和5年4月5日 17時15分まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
質 疑 書 の 提 出 先	〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号 宮崎市観光商工部観光戦略課 TEL 0985-21-1791 FAX 0985-20-2132
質 疑 に 関 す る 回 答	令和5年4月6日までに、全ての参加者にFAX、電子メール又は電話で回答する。

(5) 現場説明会

開催しない。

5. 入札の日程等

(1) 入札日程

日 時	令和5年4月7日 10時00分
入 札 場 所	宮崎市役所本庁舎5階 契約課 第一入札室
入 札 書 の 提 出 方 法	持参に限るものとする。
留 意 事 項	仕様書及び4. (4) 質疑に関する回答を必ず確認すること。

(2)その他

入札の無効	宮崎市財務規則（平成元年規則第1号。以下「規則」という。）第125条に規定する場合のほか、虚偽の申請を行った者のした入札及び入札参加資格のあることを確認された者のうち入札時点において入札参加資格の無い者のした入札は無効とする。
入札保証金	規則第122条第2項第2号の規定により、免除とする。

6. 落札者の決定方法

規則第127条に規定する予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定する。

7. 契約及び支払い

契約保証金	契約保証金の取扱いについては、規則第105条の規定による。		
支払条件	前払金・中間前払金 無	部分払 3回	完成払 1回

8. その他

公告内容（仕様書等）に変更があった場合は、入札日の2日前までに、再度公告を行う。
また、すでに申し込みのあった者には、個別に電話で報告を行う。

掲示終了 令和5年4月6日